

令和6年度 電子入札運用の主な改正点について

令和6年4月1日以降に入札公告及び入札執行通知を行う工事又は建設関連業務委託については下記のとおり取り扱いを変更しておりますので、入札参加にあたっては十分留意されてください。

I 工事・建設関連業務委託 共通（電子入札）

1 電子入札補助システムの定義

従来の電子入札システム(ICカード使用)に新たに電子入札補助システム(IDパスワード使用)を追加して運用します。

電子入札案件は両システムを使って執行します。長崎県建設工事等電子入札実施要綱第4条に規定する「入札参加申請」と「利用者登録」を必ず行ってください。

2 共同企業体委任状の廃止

共同企業体に係る協定において、全ての構成員の代表者等から代表構成員の代表者等に対する入札に関する権限の委任について明記してあることから、電子入札システムにおける委任状の提出は、廃止します。

3 共同企業体における出資比率の登録

代表構成員は入札書受付締切日時までに、電子入札補助システムにおいて出資比率を登録する必要があります。

4 入札書等の提出方法

入札書の提出(入札金額の登録)は従来通り電子入札システムにおいて行いますが、工事費内訳書等その他の提出書類は電子入札補助システムで提出します。

5 紙入札移行時の提出方法

入札書 紙提出

工事費内訳書 紙提出

事後審査に係る競争参加資格審査申請書 電子入札補助システムで提出

総合評価に係る添付資料 電子入札補助システムで提出

6 質問書の提出方法

電子入札案件における質問書の提出に関しては指定の様式により電子入札システムから提出していましたが、令和6年度からは様式を使用せず電子入札システムの入力欄に直接入力し提出することとします。

また、質問に対する回答方法は従前のとおりです。

Ⅱ 建設工事 指名競争入札（電子入札）

1 入札執行通知書の記載内容の省略

従来入札執行通知書に記載していた内容を大幅に省略しました。共通の入札条件については「指名競争入札（電子入札）共通事項書」に定めて公開しておりますので、遵守のうえ入札にご参加ください。

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

入札執行通知書に記載しておりました、類似工事に関する告知については、電子入札システム上の入札案件概要に表示することとなりました。

「余裕期間制度」、「施工箇所が点在する工事の積算について」及び「契約締結年度に歳出予算を伴わない債務負担工事の前金等の取扱いについて」はこれまで入札執行通知書及び特記仕様書にて告知しておりましたが、入札執行通知への記載を廃止し、特記仕様書への記載のみとなりますのでご注意ください。

2 工事費内訳書の提出方法について

工事費内訳書については、入札書と同時に電子入札システムで提出を求めていましたが、令和6年度からは電子入札補助システムから提出することとなります。提出期間は従来通り入札書の提出期間と同一です。

Ⅲ 建設関連業務委託 指名競争入札（電子入札）

1 入札執行通知書の記載内容の省略

従来入札執行通知書に記載していた内容を大幅に省略しました。共通の入札条件については「指名競争入札（電子入札）共通事項書」に定めて公開しておりますので、遵守のうえ入札にご参加ください。

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

入札執行通知書に記載しておりました、類似業務に関する告知については、電子入札システム上の入札案件概要に表示することとなりました。

「契約締結年度に歳出予算を伴わない債務負担工事の前金等の取扱いについて」はこれまで入札執行通知書及び特記仕様書にて告知しておりましたが、入札執行通知への記載を廃止し、特記仕様書への記載のみとなりますのでご注意ください。

Ⅳ 建設工事 一般競争入札（電子入札）

1 競争参加資格確認申請書（届出書）の提出方法

電子入札において、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に定める、競争入札参加資格確認申請書（届出書）については、事前審査型・事後審査型ともに電子入札システムで提出していましたが、令和6年4月1日以降、入札書（技術資料等）の提出をもって申請書の提出と見なします。

また、入札書の提出時には別途電子入札補助システムにおいて、工事費内訳書、共同企業体の協定書、その他事前審査型入札共通事項書に定める資料を同時に提出することとなります。

2 提出資料の容量上限について

電子入札システムで提出する、添付資料等の容量は3MBとしておりましたが、電子入札補助システムでは20MBまでアップロードすることができます。また提出するファイル数に上限はないので、20MBを超える場合も圧縮は行わず、ファイルを分割して提出するようにしてください。

3 工事費内訳書の提出方法について

工事費内訳書については、入札書と同時に電子入札システムで提出を求めていましたが、令和6年度からは電子入札補助システムから提出することとなります。提出期間は従来通り入札書の提出期間と同一です。

Ⅴ 建設関連業務委託 一般競争入札（電子入札）

1 競争参加資格確認申請書（届出書）の提出方法

電子入札において、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に定める、競争入札参加資格確認申請書（届出書）については、事前審査型においては持参又は郵送、事後審査型においては電子入札システムで提出していましたが、令和6年4月1日以降、入札書（技術資料等）の提出をもって申請書の提出と見なします。

2 事後審査に係る競争参加資格審査資料の提出方法

これまで入札参加申請時に全参加者に提出を求めていましたが、令和6年度からは落札候補者決定後に落札候補者のみ電子入札補助システムで提出することとなります。

3 提出資料の容量上限について

電子入札システムで提出する、添付資料等の容量は3MBとしておりましたが、電子入札補助システムでは20MBまでアップロードすることができます。また提出するファイル数に上限はないので、20MBを超える場合も圧縮は行わず、ファイルを分割して提出するようにしてください。

その他、ご不明な点がございましたら下記担当者までお問い合わせください。

担当 長崎県 土木部 建設企画課

入札契約制度に関すること 公共工事契約指導班

TEL 095-894-3027

電子入札システム等の操作に関すること 技術情報班

TEL 095-894-3023

総合評価に関すること 総合評価班

TEL 095-894-3029